

# 今治市住宅リフォーム等支援事業費補助金 対象一覧

下記の工事は、想定される工事の一例です。詳しくは、商工振興課までお問い合わせください。

**【注意】 対象工事のうち、他の補助金との重複の場合は対象となりません**

番号	リフォーム工事の内容	対象	備考
1	既存住宅の増築、改装工事	○	確認申請が必要なものは、申請前に確認済証を取得し、添付すること
2	住宅の耐震化、補強工事	○	他の補助金(木造住宅耐震改修事業等)との重複部分は除く
3	屋根のふき替え、塗装工事	○	
4	屋上の防水工事	○	
5	外壁・軒天の張り替え、塗装工事	○	
6	雨どいの取替え工事	○	
7	壁紙、床・天井、タイルの張替え等の内装改修工事	○	
8	畳の新調、表替え	○	
9	ふすま・障子の張替え	○	
10	窓、ガラスの改修工事	○	
11	網戸の張替え	○	
12	ドア・扉の内装建具工事	○	
13	手すり設置工事	○	
14	段差の解消、バリアフリー工事	○	
15	玄関スロープ等の設置	○	既存住宅と接続しており、必要最小限のものに限る。
16	階段の改修工事	○	勾配を緩和する工事など住宅部分にかかるもの 他、外構工事で既存住宅と接続しており、必要最小限のものに限る。
17	浴室の改修工事	○	
18	便所の改修工事	○	
19	給湯設備の改修工事	○	設備の設置のみでなく、新たに配管工事等が伴う場合は対象とする。
20	ユニットバスの設置、改修工事	○	
21	換気設備の改修工事	○	換気扇の改修、ロスナイの設置工事など。
22	ホームエレベーターの設置工事	○	
23	電気設備配線、給排水設備の改修工事	○	
24	設計費・工事管理費にかかる費用	○	
25	併用住宅の外装・内装工事	△	住宅部分の工事のみ対象とする。
26	造り付け家具(カウンター・棚・収納)の設置工事	△	既製品で家具の購入設置のみは対象外。造り付けとは、特注の家具で建築・大工工事が伴い、容易に移動ができないもの。
27	高効率給湯器の設置工事	△	エコキュート、エコジョーズなどは、設備の設置のみでなく、新たに配管工事等が伴う場合は対象とする。
28	システムキッチンの設置工事	△	給排水・電気設備工事が伴うものであれば、対象とする。

番号	リフォーム工事の内容	対象	備考
29	ガスコンロ、IHクッキングヒーター等の設置工事	△	造り付けで、電気設備工事が伴うものに限る。 (ガスコンロ・IHクッキングヒーター機器の設置のみは対象外)
30	防犯設備(テレビドアホン・監視カメラ・防犯システム)の設置工事	△	母屋に防犯設備を備え付け、かつ、電気設備工事や設置工事が伴う場合は対象。
31	オール電化住宅工事	△	配管や電源増設工事等が発生する場合は対象。
32	サンルームやバルコニーの修繕工事	△	別途お問い合わせください。
33	ウッドデッキ、パーゴラ等の設置工事	△	別途お問い合わせください。
34	照明器具の取替え工事	△	天井や壁の改修工事を伴うものに限る
35	ルームエアコンの設置、改修工事	△	天井や壁の改修を伴う埋込み型のみ対象。
36	解体工事	△	増改築工事と同時に行う場合は対象とする。
37	新築工事	×	
38	店舗、工場、事務所等のリフォーム工事	×	住宅以外は対象外。
39	カーテン・ブラインド、OA機器等の購入設置	×	
40	家庭用電化製品の購入設置	×	
41	庭園、造園、修景施設、門、塀などのいわゆる外構工事	×	
42	カーポート、車庫、塀の補修、塗り替え	×	ビルトインガレージの補修等は別途お問い合わせください
43	屋外広告物等の設置、更新、修繕工事	×	
44	シロアリ駆除	×	
45	ケーブルテレビ、電話、インターネット接続のための配線工事	×	
46	地デジ・BS・CS等のアンテナ設置工事	×	
47	住宅用火災警報器の設置	×	
48	下水道への接続切替工事	×	
49	太陽光発電システム設置工事	×	
50	点検、清掃、消耗品交換、故障修理などのいわゆる維持管理工事	×	
51	耐震改修(補強)工事のための診断、設計に掛かる費用	×	木造住宅耐震診断改修事業の補助金をご利用ください
52	合併浄化槽の設置工事	×	市の浄化槽設置整備事業補助金をご利用ください。ただし、浄化槽の設置に伴い、トイレ改修を行なった場合など、その部分については対象。
53	エネファーム・蓄電池	×	市の住宅新エネルギー等関連設備設置費補助金をご利用ください。
54	他補助制度との併用等で、市長が適当でないと認める費用	×	

**ここに掲載以外の工事については、別途ご相談ください。**